

第3次山辺町町税等収納対策基本計画

《計画期間：令和6年度～令和10年度》



令和7年4月

山 辺 町

目 次

序章 はじめに	1
1 背景及び趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の公表・周知	2
第1章 第2次基本計画の検証と成果	3
1 「滞納整理取組基本方針」の検証と成果	3
2 「具体的な取り組み」の検証と成果	3
(1) 現年度分の徴収強化	3
(2) 滞納繰越額の圧縮	5
(3) 攻めの滞納整理	5
(4) 納付環境の整備	6
(5) 口座振替の推進と納税の啓発	7
(6) 組織・人材育成・システムの強化	7
第2章 基本方針	8
第3章 具体的な取り組み	9
1 現年度分の徴収の強化	9
(1) 初動対応の強化と年内整理	9
(2) 現年度課税分の収納率の目標	9
2 滞納繰越額の圧縮	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 滞納繰越分の収納率の目標	9
(3) 分割納付誓約による履行管理の徹底	10
(4) 滞納繰越分の徴収強化のための取り組み	10
(5) 催告書兼差押予告書の送付の取り組み	10
3 滞納整理の強化	10
(1) 滞納整理の基本	10
(2) 滞納者の実態把握と分析	10
(3) 滞納整理の考え方	11
(4) 分納の運用上のルール	11
(5) 滞納処分の執行停止	12
(6) 生活を支援し再生させる滞納整理	12
(7) 搜索及び差押え物件の公売	12
4 納付環境の整備	12
(1) 納付方法の多様化	12
(2) 納税・相談窓口	12

5	納税の啓発	13
(1)	啓発活動の強化	13
(2)	一斉滞納整理	13
6	組織・人材育成の強化	13
(1)	徴税吏員による滞納整理と人材育成	13
(2)	新たな収納対策の創造	14
(3)	収納対策の推進体制	14
第4章 推進体制		15
《用語の解説》		16
《資料編》		17
〈要綱等〉		17
〈参考資料〉		24

1 背景及び趣旨

人口減少による町税の伸び悩みと地方交付税の減少傾向、少子高齢化等に伴う社会保障関係費や他会計への繰出金等が高止まりの状態であるなか、社会情勢等の急激な環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するため、財源確保に向けた取り組みが必要とされている。

このようななか、町財源の根幹である町税の安定的確保は、財政の健全化及び町政発展にとって極めて重要であり、町税等の収納対策は町民（納税者）の公平と信頼をより確かなものとするため、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、令和3年度から令和10年度までの8年間を計画期間とした第4次行財政改革大綱が策定され、将来を見据えた持続可能な財政運営に継続して取り組んでいくため、歳入の確保と強化として、「町税等収納対策基本計画」の推進強化及び納付環境の充実を図ることとしている。

町税等の滞納整理業務については、平成20年度から平成25年度までは管理職全員と税及び公共料金担当職員により「町税等一斉滞納整理プロジェクト」が実施され、滞納者への電話催告や臨戸訪問、納税相談を実施した。しかしながらこの間、地域経済の低迷等の諸要因により町税等の収入未済額と滞納繰越額は増加を続け、収納率は減少の一途をたどり、平成24年度と25年度の一般会計の町税の収入未済額は1億円を超え、厳しい状況下となった。

こうした現状を打開するため、平成26年2月、平成26年度から平成30年度までの5か年間を対象期間とする「町税等収納対策基本計画」（以下「第1次計画という。」）が策定され、同年4月には、同計画に基づき庁内に「山辺町町税等収納向上対策本部」、税務課内に収納対策室が設置された。また、平成31年3月には令和元年度～令和5年度までの5か年を対象期間とする「第2次町税等収納対策基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定した。これまでの取組により、平成26年度以降、収入未済額、滞納繰越額はいずれも減少し、現年度課税分と滞納繰越分を含めた収納率は改善傾向にある。

「第3次町税等収納対策基本計画」（以下「第3次計画」という。）は、第2次計画の評価・検証を踏まえ、更なる滞納対策とより効率的で効果的な収納業務を推進するとともに、第5次山辺町総合計画で定める「みんながつながる 協働のまち やまのべ ～未来につなぐ 自慢のまち～」で示す、持続可能なまちづくりの推進を図るため策定するものである。

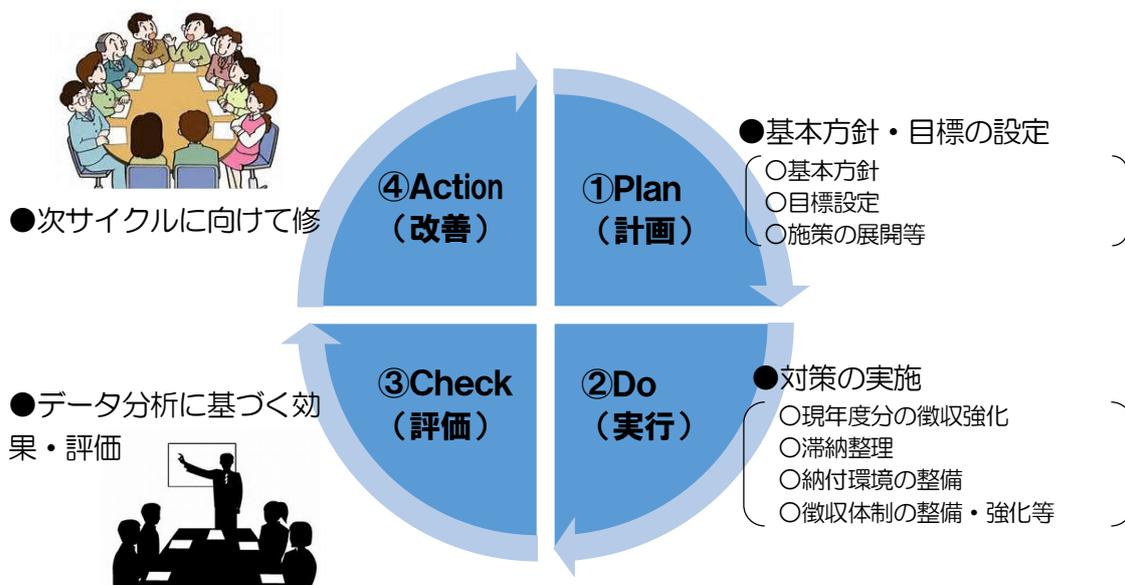
2 計画の位置づけ

町財源の根幹である町税の安定的確保は、財政の健全化や町政発展にとって極めて重要であり、町税等の収納対策は町民（納税者）の公平と信頼をより確かなものとするために必要不可欠である。このことから、本計画は第1次計画で定めた基本的な方針を踏まえ、「第5次山辺町総合計画（平成29年12月策定）」の実現及び第4次山辺町行財政改革大綱（令和3年3月改定）等の既存計画等に基づき、自主財源の確保及び収納体制の強化と滞納対策の推進を図り、PDCAサイクルに沿った運用を行うものとする。

○計画の位置づけ

	第5次総合計画	第4次行財政改革大綱
計画期間	平成30年度～令和9年度	令和3年度～令和10年度

【図1】 収納対策等にかかるPDCAサイクル



3 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。ただし、基本計画の評価等、または上位計画等に変更等が生じた場合は、適宜見直すものとする。

4 計画の公表・周知

町の広報紙、ホームページ等に掲載し、公表するなどして周知を図る。

第1章 第2次基本計画の検証と成果

1 「滞納整理取組基本方針」の検証

滞納整理取組基本方針において、「納付の推進と徴収状況の向上及び滞納整理の強化を図り、安定した町税、国民健康保険税の確保を目指す。」とし、1 現年度分の徴収強化、2 滞納繰越額の圧縮、3 攻めの滞納整理、4 納付環境の整備、5 口座振替の推進と納税の啓発、6 組織・人材育成・システムの強化の6項目を定めている。

現年度課税分（以下「現年度分」という。）と滞納繰越分を合わせた県内市町村別収納率の対前年度比較（伸び率）及び順位の推移は表1のとおりとなっている。

第1次計画最終年度（平成30年度）は18位であるが、第2次計画初年度（令和元年度）以降も順位に上昇が見られ、県内順位において上位に位置付けられていることから、収納率の向上が表れた結果となっている。

【表1】 収納率県内順位（現年度課税分＋滞納繰越分）

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
96.1%	16位	97.1%	8位	97.5%	9位	97.5%	9位	97.5%	10位		

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

2 「具体的な取り組み」の検証と成果

(1) 現年度分の徴収強化

① 町税

町税に関する現年度分については、実績値が目標値を上回っており着実な収納率の向上がみられ、第1次計画最終年度で99.23%であったが、令和5年度では99.30%に上昇し成果が表れている。ただし、目標値は上回っているものの、近年の収納率を前年度と比較すると令和3年度以降低下していることから、再度強化していく必要がある。※表2参照

一方、滞納繰越分については、第1次計画最終年度で23.81%であったが、令和4年度では16.52%まで収納率が低下している。令和2年度は目標値を上回っているが、低下の要因は現年度分の徴収を優先にしているためである。※表3参照

収入未済額については、第1次計画最終年度 52,968,418 円に対し、令和4年度以降横ばいが続いているのが現状である。※表4参照

【表2】町税現年度収納率の目標と実績の推移

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (A)	99.23	99.24	99.25	99.26	99.27	99.35
実績値 (B)	99.37	99.62	99.49	99.34	99.30	
比較 (B-A)	0.14	0.38	0.24	0.08	0.03	

※ 山辺町における町税とは、一般会計の個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国有資産等所在市町村交付金、町たばこ税及び入湯税

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

【表3】町税滞納繰越分収納率の目標と実績の推移

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (C)	23.81	23.82	23.83	23.84	23.85	16.55
実績値 (D)	20.65	25.71	16.77	16.52	21.17	
比較 (D-C)	▲3.16	1.89	▲7.06	▲7.32	▲2.68	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

【表4】町税の収納未済額及び不納欠損額の推移

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不納欠損額	6,299,733	7,733,963	2,118,066	2,184,295	3,012,319	
収入未済額	43,778,531	29,760,057	28,656,968	29,986,748	29,701,775	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

② 国民健康保険税

現年度分の実績値については、目標値を各年度とも上回っており、最小で0.27ポイント、最大で1.79ポイントの増となっている。※表5参照

滞納繰越分については、目標値を各年度とも上回っており、最小で2.29ポイント、最大で11.45ポイントの増となっている。※表6参照

収入未済額については、第1次計画最終年度59,268,744円に対し、令和5年度24,398,972円に減少しており改善が見られる。※表7参照

全体的に見ても改善している結果となっているが、年金所得者や低所得者、離職者等所得が不安定な被保険者を多く抱えるという構造的な問題もあり、多額の滞納額を有する滞納者への対策等が重要になる。

社会保険制度である国民健康保険税は、対価としての性格を有しており一般的な租税負担とは性格が異なり、自己負担(自助)、保険料(互助)、税金(公助)の適切な組合せが求められるところである。しかしながら、互助の部分が「保険料」ではなく「保険税」となっていることから、被保険者に負担と給付の関係が理解されにくいということも一因と

考えられる。さらに、令和6年12月よりマイナンバーカードと保険証の一本化により、来庁の機会が激減することが考えられるため、国民健康保険税の賦課・徴収・給付の処理を一元的に行うことも検討しなければならない。

【表5】国民健康保険税現年度収納率の目標と実績の推移 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値(A)	96.19	96.20	96.21	96.22	96.23	97.68
実績値(B)	96.46	97.99	97.68	97.14	96.97	
比較(B-A)	0.27	1.79	1.47	0.92	0.74	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

【表6】国民健康保険税滞納繰越分収納率の目標と実績の推移 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値(C)	16.26	16.27	16.28	16.29	16.30	21.55
実績値(D)	18.55	26.29	22.47	21.53	27.75	
比較(D-C)	2.29	10.02	6.19	5.24	11.45	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

【表7】国民健康保険税の収納未済額及び不納欠損額の推移 (単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不納欠損額	8,292,600	5,949,478	1,469,400	1,591,800	2,535,200	
収入未済額	47,988,466	34,010,843	29,729,437	28,256,206	24,398,972	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

(2) 滞納繰越額の圧縮

滞納繰越額については、町税及び国民健康保険税ともに減少し改善が見られるが、再度強化していく必要がある。※表8参照

町税は、第1次計画最終年度65,464,160円に対し、令和5年度30,353,155円に減少している。国民健康保険税は、第1次計画最終年度69,338,626円より減少傾向にある。

【表8】滞納繰越額の推移

町 税

(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
53,250,051	44,020,292	29,493,757	28,613,800	30,353,155	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

国民健康保険税

(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
58,756,922	47,825,688	33,181,943	29,696,137	28,107,506	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

(3) 攻めの滞納整理

財産調査、催告書発送、差押については、以下のとおり実施している。※表9・表10参照
第2次計画では、具体的な取り組みとして換価の容易な財産（給与、預貯金、生命保険等）を優先的に差押するとしている。令和元年からは差押総件数569件、総額は23,585,314円であった。今後も国税還付金、預貯金、その他の債権（売掛金）の他給与等について差押を躊躇なく実施していく。

【表9】財産調査、催告書発送及び差押

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財産調査	5,751	3,492	972	2,837	5,499	
催告書発送数	532	458	447	458	561	
差押件数	236	143	92	77	21	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

【表10】差押額

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国税還付金	695,361	521,060	136,277	117,937	191,238	
預貯金	5,179,580	2,369,992	1,604,301	1,162,815	1,743,400	
給与	1,051,468	378,900	843,000	113,900	308,140	
生命保険	0	1,647,688	416,974	165,598	0	
その他債権※	1,051,556	1,598,943	875,709	412,043	592,174	
動産	0	0	0	0	0	
不動産	0	0	0	0	0	
合計	7,977,965	6,923,843	3,876,261	1,972,293	2,834,952	

※ その他債権：生命保険解約返戻金・電力需給契約（売電）の支払請求権、冠婚葬祭互助会解約返戻金請求権等

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

(4) 納付環境の整備

令和元年度より^{エルタックス}eLTAX地方税共通納税システムの運用を開始。このほか、納税者の利便性の確保及びライフスタイルの多様化等に対応するため、令和3年度よりコンビニ収納、キャッシュレス決済の運用を開始及び令和5年度からは地方税統一QRコードの運用開始

に伴いキャッシュレス決済の拡充を図る必要がある。

【表 1 1】 コンビニ収納件数及び利用率

(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定件数	45,952	47,137	46,887	46,997	45,466	
収納件数	—	—	7,104	8,396	8,779	
利用率	—	—	15.15	17.86	19.31	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

(5) 口座振替の推進と納税の啓発

第1次計画最終年度の口座振替利用率が48.15%であったことから、第2次計画最終年度口座振替利用率の目標値を50.00%と設定した。第2次計画内での口座振替利用率の実績値を見てみると令和5年度に46.23%まで上昇したものの、納税者の利便性の向上や多様化するライフスタイルに対応する納付環境の整備を図り、コンビニ収納、キャッシュレス決済の運用を開始し、納付方法の選択肢を拡充したことにより、令和4年度の実績値は45%台に留まっている。※表12参照

今後は、口座振替は納付方法の一つと捉え、自主納付の促進の強化を図ることを検討すべきである。

例年11月から12月において実施している「一斉電話催告及び口座振替の勧奨」については、一定の成果がみられることから、今後も検証を行いながら、強化期間を設定し実施することが望ましいと思われる。

その他、小学生を対象とした租税教室の実施や、町広報紙において口座振替を勧奨し、期限内納付を推進する情報を積極的に掲載していく。

【表 1 2】 口座振替利用率

(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総件数(調定)	45,952	47,137	46,887	46,997	45,466	
件数	21,046	21,707	21,615	21,399	21,021	
目標値	48.50%	48.80%	49.20%	49.60%	50.00%	—
実績値	45.80%	46.05%	46.10%	45.53%	46.23%	

※ 令和6年度については、確定していないため未計上。

(6) 組織・人材育成・システムの強化

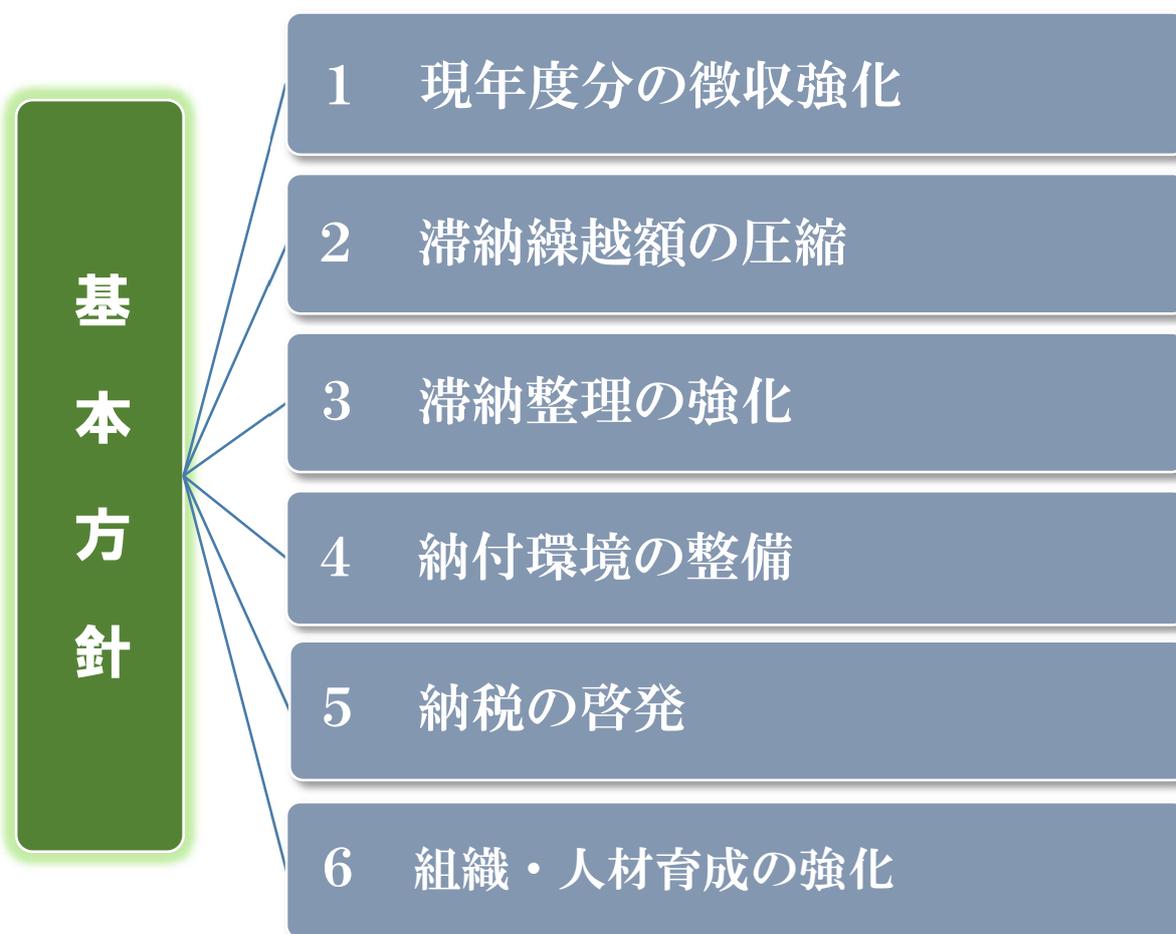
県、市町村の税務経験者を徴収専門員に採用し、徴収体制の強化を図った。また、国、県税務署等が主催する研修会に積極的に参加し職員の意識改革、スキルアップしていく。

第2章 基本方針

町税等は「定められた納期限までに納税者が自主的に納めること」が原則である。

納期限までに自主納付がなされなかった町税等については、滞納整理を進め収納に至るよう努めなければならない。

「第3次町税等収納対策基本計画」では、次の6つの基本方針により、納付の推進と徴収状況の向上及び滞納整理の強化を図り、安定した町税、国民健康保険税の確保を目指す。



第3章 具体的な取組み（施策の展開）

1 現年度分の徴収の強化

(1) 初動対応の強化と年内整理

滞納の早期把握・早期対応を図り、現年度分の収納率の向上を図る必要がある。年度内の督促・催告・納付・滞納整理を進め、滞納繰越分にならないよう優先して対応、処理することが必要であり、具体的には、電話や文書及び臨戸・臨場^{※1}（訪問）などにより催告を行うほか、滞納者の担税能力^{※2}を見極める実情照会や財産調査を積極的に行い、実態を把握した上で担税能力がある者については躊躇せず差押を行っていく。

(2) 現年度分の収納率の目標

① 町 税 (単位:%)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
99.35	99.36	99.37	99.38	99.39

② 国民健康保険税 (単位:%)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
97.68 (97.68)	97.68 (97.68)	97.68 (97.68)	97.68 (97.68)	97.68 (97.68)

※ 下段は山形県国民健康保険運営方針（令和6年3月策定）で定められた山辺町の目標収納率

2 滞納繰越額の圧縮

(1) 基本的な考え方

税負担の公平性を図るため、納税に誠意のない累積滞納者に対しては毅然とした姿勢で臨む。また、滞納者の実態状況の把握に努め、個々の事案についてその事情を考慮しながら自主納税を習慣化するための方向づけに努め、滞納繰越額の圧縮を図る。

(2) 滞納繰越分の収納率の目標

① 町 税 (単位:%)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
16.55	16.56	16.57	16.58	16.59

② 国民健康保険税

(単位:%)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
21.55	21.56	21.57	21.58	21.59

(3) 分割納付誓約による履行管理の徹底

滞納している税額は一括納付が原則であるが、滞納者の担税能力により、やむを得ないと判断される場合には、実情照会及び財産調査を経て納付誓約による分納を認める場合がある。しかし履行状況を管理するとともに、高額な場合は担保をとるなどの対応が必要となる。分納の期間は原則1年、最長2年で完納できるように指導するものとする。

また、少額分納を既得権のようにして納めている滞納者については、実情照会及び財産調査と納税交渉などにより、滞納処分や執行停止などを行い、原則少額分納は受け付けられないものとし分納誓約による分割納付（以下「分納」という。）と現年度分の納期内納税を両立できるよう方向づける。

(4) 滞納繰越分の徴収強化のための取組み

庁内及び課内において連携を図り、居住不明者に対する実態調査、軽自動車等の登録状況調査、個人町民税及び国民健康保険税未申告者への申告の勧奨、事業所への特別徴収への取り組み強化を図る。また、マイナンバーカードと保険証の一本化したことによる国民健康保険税の徴収方法を検討する。

(5) 催告書兼差押予告書送付の取組み

累積滞納者は封書を開けない傾向があることから、色付き封筒を使用することで目に付きやすくする。また、従来の催告書を変更し、差押予告書を兼ねることで滞納者の意識の改善及び業務の簡素化、迅速化を図る。

3 滞納整理の強化

(1) 滞納整理の基本

納税資力を有し、かつ特別な事情もなく納税に応じない滞納者については、毅然とした態度で臨み、換価の容易な財産（給与、預貯金、生命保険等）を優先的に差押えするとともに、事案や状況に応じて、債権以外の動産や不動産についても差押えを執行する。

(2) 滞納者の実態把握と分析

滞納整理は、調査、折衝、処分と段階を踏んで行うものであり、具体的には、①差押可能財産の把握を含む滞納者の担税能力の把握、帳簿等の資料による滞納原因の究明、繰上徴収

等に該当するような特殊事情の有無などの調査（調査・財産状況の把握）。②履行の請求、聴取りによる滞納原因の把握、納税意思の確認（折衝・状況の聴き取り）。③滞納処分若しくは納税緩和措置（執行停止を含む）を行う。

(3) 滞納整理の考え方

- ① 説得ではなく理解と協力を求めつつ、折衝（1 履行請求、2 納税意思の有無の確認、3 滞納原因の把握（財産等の聴取り））を行う。
- ② 早期着手・早期処分が基本。納付能力がありながら納税しない者に対しては、早期に滞納処分を行う。
- ③ 折衝や法律に基づいた滞納整理の結果、滞納者が怒りだしたとしても、それは「正当な行為」に対する「不当な抗議」である。
- ④ 基本的に臨戸・臨場は、財産調査や搜索または折衝を中心に行う。
- ⑤ 基本的に集金（訪問徴収）はしない。租税債務^{※3}は、取立債務^{※4}ではなく持参債務^{※5}である。
- ⑥ 原則、全額一括納付。分納は滞納者が申し出た場合に、例外的に認める場合がある。分納については、基本的には1年以内とし滞納額が大きい場合でも最長2年を目安とする。
- ⑦ 財産調査及び合理的な基準に基づいて執行停止をする。
- ⑧ 滞納処分は強制換価措置^{※6}であるから、基本的に差押えたものは必ず換価する（取立てる（取立責任））。

(4) 分納の運用上のルール

- ① 納期を過ぎた町税等については、一括納付が原則であり、分納は例外となる。
- ② 滞納額が高額で、かつ担保が取れる案件については、法定の猶予^{※7}（徴収猶予・換価猶予）とする。
- ③ 分割納期については、法定の猶予と同様に1年を基本とする。原則同一年度内の完結とし、可能な限り短期間とする。
- ④ 実情照会及び財産調査を経て分納を認める場合は、滞納者から納税誓約書（納税計画書）を提出させる。
- ⑤ 分納不履行となっている滞納者については、分納期間中であっても財産調査を実施し、その結果、申出と異なる財産を発見したときは、即時差押えを執行する。
- ⑥ 延滞金は原則完全徴収する。（減免事由該当などの場合は除く）
- ⑦ 分納を承認するには、納税のための具体的な資金の裏付けを確認するほか、資金の裏付けのないものは認めない。
- ⑧ 税務署や他自治体での分納措置に係る主張は、分納承認の理由とはならない。

- ⑨ 住宅ローン、生命保険の掛金等の支払は、分納承認の理由とはならない。(地方税優先の原則)
- ⑩ 承認した分納期間中に生じた事情の変化については、滞納者の側に申し出る義務があることから、無断不履行は滞納処分の対象とする。

(5) 滞納処分の執行停止

滞納者の置かれている客観的状況に照らして強制徴収手続きを続行することに実益がない又は非常に少ない場合、一定の要件のもと、滞納している税等の強制徴収手続きを止める又は、徴収上の有利さを考慮して一定期間換価の手続きに着手しないというものである。

滞納者の担税能力や、資産等の点からみて、回収が不可能な債権の納税交渉は、滞納整理の停滞につながる事となる。このため、滞納処分の執行停止(納税義務の即時消滅を含む)を行い、不良債権を整理するものとする。また、滞納者の資力が回復した場合は、執行停止の取り消しを適正に行う。

(6) 生活を支援し再生させる滞納整理

地方税法では、滞納処分をすることにより、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるなどの場合には、その執行を停止することができるとしている。そのため、日頃から滞納者の具体的な実情を把握し、適正公平な執行に努める必要がある。また、納税相談や各種相談については、機会の充実や手法の多様化について検討していく。

(7) 搜索及び差押え物件の公売

財産調査等で財産を発見できない又は、財産を隠ぺいしていると推測される場合は、滞納者の自宅や事業所を搜索して、換価可能な財産の発見に努める。

差押えた動産、不動産等については、公売及び換価から配当まで一連の手続きができる体制や環境の構築を図る。

4 納付環境の整備

(1) 納付方法の多様化

納税者の利便性の向上及び多様化するライフスタイルに対応するため、コンビニ収納やキャッシュレス決済及びクレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用した収納等のマルチペイメント^{※8}の拡充を図る。

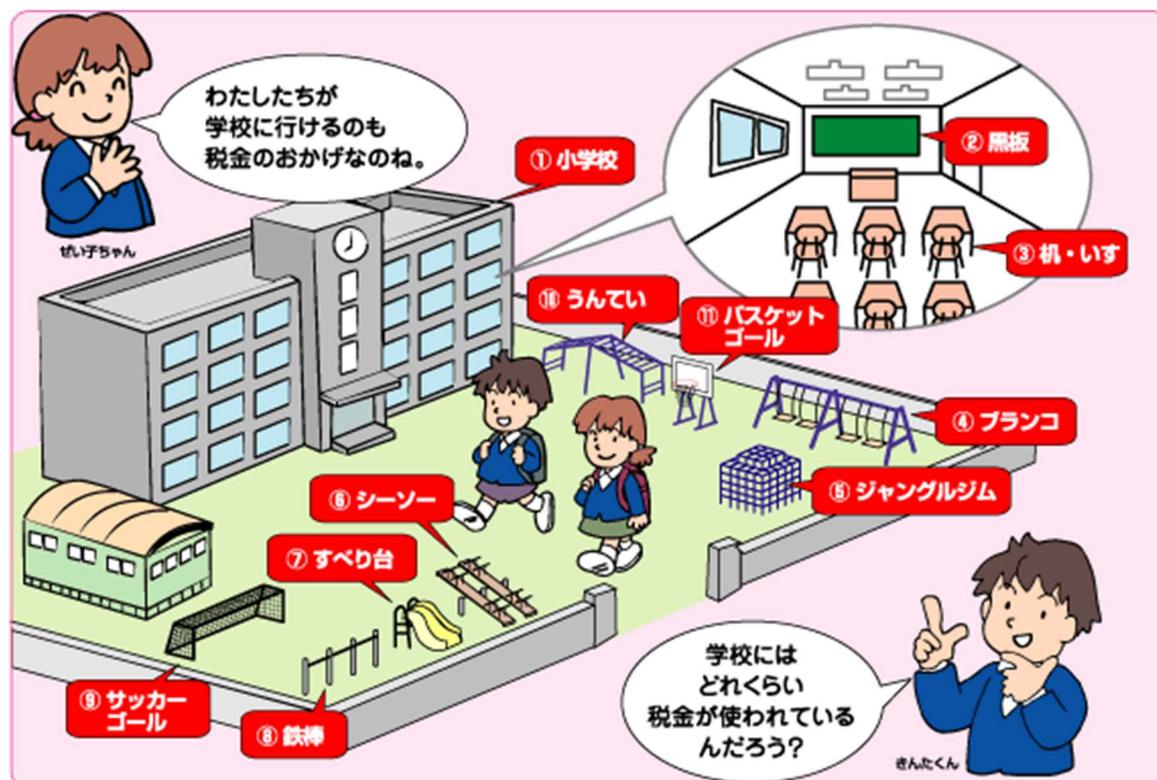
(2) 納税・相談窓口

納税者からの依頼に応じ、柔軟な対応を行う。

5 納税の啓発

(1) 啓発活動の強化

町広報紙の記事あるいは特集号、町ホームページへの掲載など、あらゆる機会を捉えて、納税の重要性、特に税金の使われ方や徴収の取組状況などを広く町民に知っていただき、納税に対する理解や意識の向上と、納期内納税を啓発していくほか、将来の納税者となる小学生を対象とした租税教室について引き続き開催する。



※イメージ図 ～ 未来の納税者小学生が税を考える ～

(2) 一斉滞納整理

一定の成果がみられる「一斉電話催告」について、今後も検証を行いながら強化期間（11月～12月）を設定し実施する。

6 組織・人材育成の強化

(1) 徴税吏員による滞納整理と人材育成

徴税吏員^{※9}は、滞納整理に関して強力な調査権限と滞納税を強制徴収するための強い権限（自立執行権）が与えられている。こうした権限を地方税法などの趣旨に沿って適正に行使し、効果的な滞納整理を行うためには、徴収に関する法的な知識を身につけ、滞納整理を適切にマネジメントする等のほか、強い意欲と高い関心、問題意識を持つことが必要となる。

また、多重債務者や、生活困窮者等のため生活再建型の滞納整理の必要性などから、専門的な知識の習得やスキルアップのため、積極的な研修会への参加による人材の育成を図る。

(2) 新たな収納対策の創造

組織内の連携強化、組織体制の見直しを通じ、より効率的な業務運営が可能となるよう、徴収体制を整備することが重要である。

また、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図るため、アウトソーシング^{※10}を検討しなければならない。なお、アウトソーシングが可能な業務としては督促状・催告書等の文書送付及び滞納者へ自主的納付を呼びかけるための電話催告や訪問催告、滞納処分を実施するための補助的な業務に限定されている。また、アウトソーシングを行う際の留意点としては個人情報や法人関係の秘密情報の保護に特段の配慮を行い、情報を適正に取り扱うことが必要である。

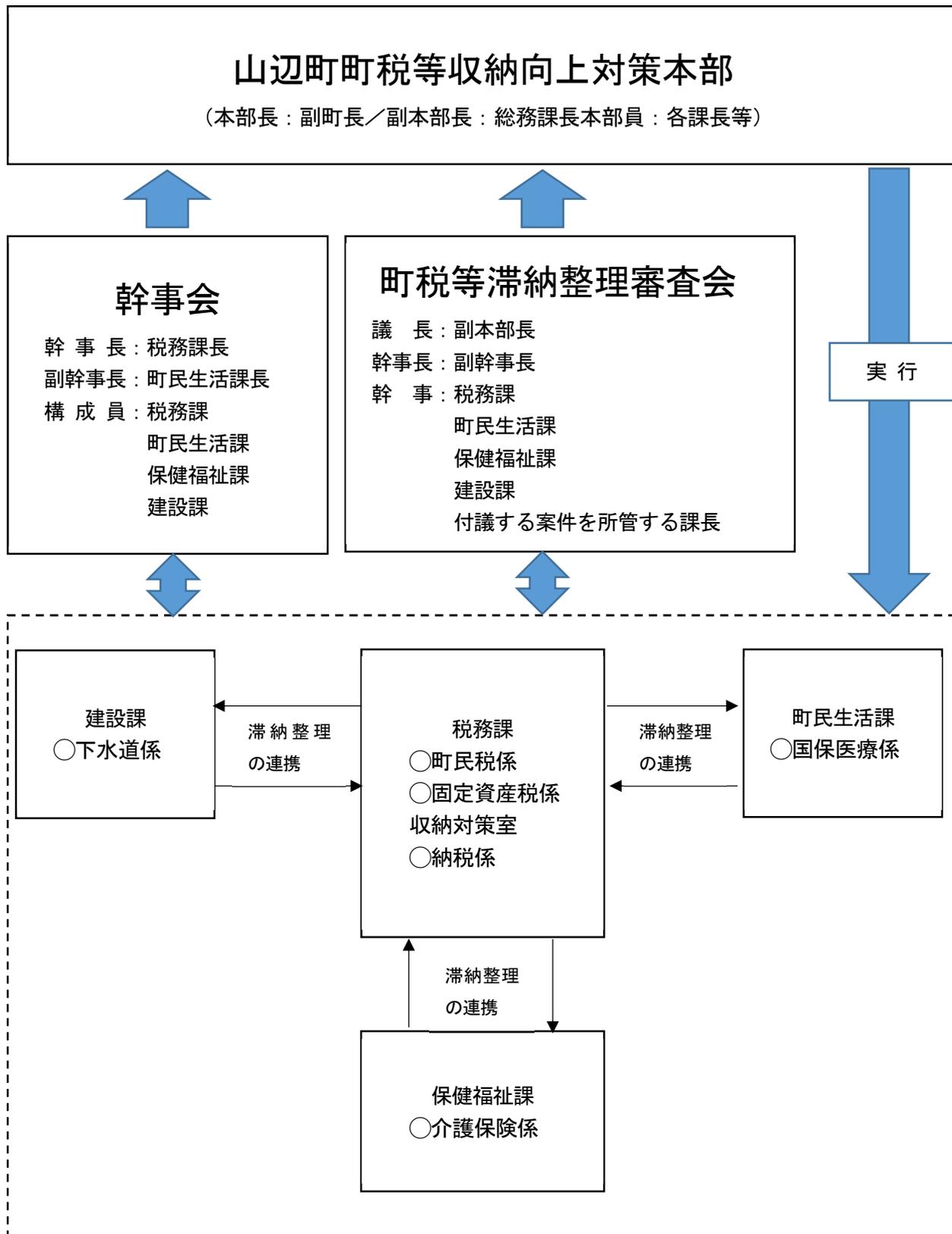
(3) 収納対策の推進体制

収納対策室の人員配置については、現年度及び過年度の滞納整理の強化を図るため、推進体制の増員強化が必要である。

国税の経験者及び県、市町村の税務経験者を徴税吏員として活用することにより、実効性のある滞納整理の強化を図る。

第4章 推進体制

【推進体制図】



《用語の解説》

- ※1 臨戸・臨場（P-9,P-11）
納税等のため、納税者の居宅、店舗、事務所などへ実際に赴くこと。
- ※2 担税能力（P-9,P-11,P-12）
課税対象となる個人や法人が実際に税負担を受け持つことができる能力のこと。
- ※3 租税債務（P-11）
国や地方公共団体（租税債権者）が、租税という金銭債務の履行を納税者（租税債務者）に求める関係を租税債務関係と呼び、その債務を履行する義務を租税債務という。
- ※4 取立債務（P-11）
債権者が債務者の住所や営業所等へ赴き、取り立てて給付を受ける債務のこと。
- ※5 持参債務（P-11）
債務者が債権者の住所や営業所等に持参して引き渡さなければならない債務のこと。
- ※6 強制換価措置（P-11）
債務者が任意に債務を履行しないとき、公権力で履行を実現させる措置のこと。
- ※7 法定の猶予（P-11）
地方税法第15条の納税猶予の規定により、災害や疾病その他の事実により一時に納税することができない場合は、原則として1年以内の期間を限り徴収を猶予することができる。分納についても同様とする。
- ※8 マルチペイメント（P-12）
税金や公共料金の収納を、金融機関の窓口、ATM、コンビニ、パソコン、スマートフォンなどを通して行うシステム。口座振替の新規契約や変更契約などの手続きもできる。マルチペイメントネットワーク（企業・団体と金融機関を結ぶ通信ネットワーク）を経由する。ペイジーもそのひとつ。
- ※9 徴税吏員（P-13,P-14）
県税や市町村税等の地方税の賦課徴収事務に従事する職員のこと。自立執行権（債権の強制徴収ができる権限）や、質問検査権（帳票の提示や質問、検査等を行うことができる権限）などを有する。
- ※10 アウトソーシング（P-14）
外部委託。組織内部で行っていたものを外部の専門業者等に委託すること。

要綱等

- (1) 山辺町町税等収納向上対策本部設置要綱（平成 26 年 2 月）
- (2) 山辺町町税等滞納整理取扱基準（平成 29 年 2 月）
- (3) 山辺町滞納処分の執行停止に関する要綱（平成 30 年 2 月）

山辺町町税等収納向上対策本部設置要綱（平成 26 年 2 月 4 日告示第 5 号）

（設置）

第 1 条 山辺町における町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、下水道使用料、その他特に指定する使用料及び分担金（以下「町税等」という。）の収納率の向上に取組み、町税等の負担の公平性及び財源の確保を図るため、山辺町町税等収納向上対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 対策本部の、所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 町税等の収納業務の改善に関すること。
- (2) 町税等の滞納原因の調査研究及びその対策に関すること。
- (3) 町税等の滞納者の滞納整理方針及び滞納整理計画に関すること。
- (4) 町税等の滞納者への滞納整理及び処分等の実施に関すること。
- (5) 町税等を所掌する関係各課の滞納者対策の連絡調整に関すること。
- (6) 町税等収納対策のための全庁協力体制の確立に関すること。
- (7) その他町税等の収納対策に関し、必要と認めること。

（組織）

第 3 条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副町長を、副本部長は総務課長をもって充てる。

3 本部員は、山辺町課設置条例（昭和 47 年条例第 3 号）第 1 条に規定する課の長（総務課長を除く。）、会計管理者、議会事務局長、山辺町教育委員会事務局規則（平成 19 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条に規定する課の長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

（職務）

第 4 条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 前項に定める代理の順位は、本部長が別に定める。

4 本部員は、対策本部に出席し、第 2 条に定める所掌事務について審議する。

（会議）

第 5 条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、本部会議に本部以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第 6 条 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する所掌事務を処理するほか、対策本部を補佐し、実務的な検討及び調査等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部長が指名する税務課、町民生活課、保健福祉課、建設課の職員で構成し、幹事長は税務課長、副幹事長は、町民生活課長をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 幹事長は幹事会での審議又は決定事項について、本部長に報告しなければならない。

（町税等滞納整理審査会）

第 7 条 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する所掌事務を処理するため、対策本部に山辺町町税等滞納整理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は副本部長、幹事会の構成員及び当日審査する付議案件を所管する課長をもって構成する。

（審査会の会議）

第 8 条 審査会は副本部長が必要に応じて召集し、副本部長がその議長となる。

- 2 副本部長は付議案件により、審査会の出席者の範囲を指定して召集することができる。
- 3 副本部長が必要と認める場合は、審査会を稟議により行うことができる。
- 4 付議案件を所管する課長は、審査会開催前の3日前までに付議案件を、必要書類を添えて税務課長経由で副本部長に提出しなければならない。
- 5 副本部長は、必要に応じて関係職員を審査会に出席させ、付議案件の意見及び説明を求めることができる。
- 6 審査会は非公開とし、審査に用いた必要書類及び資料等も非公開とする。
- 7 副本部長は審査会での審査内容を、本部長に報告しなければならない。

(服務及び守秘義務)

第9条 対策本部、幹事会及び審査会の構成員並びに関係職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の規定を遵守するとともに、その職務を自覚し、誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

(報告)

第10条 町長は、本部長に対して、本部会議、幹事会及び審査会の審議、審査又は決定事項等について、必要に応じて報告を求めることができる。

(事務局)

第11条 対策本部、幹事会及び審査会の庶務を処理するため、税務課に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月28日告示第63号）

この告示は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則（平成29年2月13日告示第7号）

この告示は、平成29年2月13日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第37号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

山辺町町税等滞納整理取扱基準（平成 29 年 2 月 10 日決裁）

（趣旨）

第1条 この取扱基準は、山辺町町税等収納向上対策本部設置要綱（平成 26 年 2 月 4 日告示第 5 号。以下「設置要綱」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する、町税等の滞納者への滞納整理及び処分等の実施に関する事項を適正かつ的確に行うための、事務取扱方法及び基準について定めるものとする。

（滞納者への対応）

第2条 滞納者に対しては、文書、電話、訪問又は呼び出しにより催告を行うものとする。

（滞納者への指導）

第3条 滞納者に対する納付の指導においては、次の各号に留意して執行するものとする。

- (1) 滞納繰越分の滞納がある滞納者であっても、現年度の町税等は、納付書等又は口座振替により納付期限内に納付させること。
- (2) 滞納が長期化しないよう指導すること。
- (3) 滞納者が、条例や規則で定める減免及び徴収猶予の基準に該当すると思われるときは、必要に応じて手続をとるよう指導すること。
- (4) 口座振替による納付を勧奨すること。

（納付誓約書）

第4条 滞納額を一括納付することが困難なものについては、滞納者と納付相談を実施し、完納を前提した納付計画及び納付誓約書を徴したうえで、分割納付を認めることができる。

2 分割納付は地方税法第 15 条に規定する徴収猶予制度に準じ、原則として 1 年以内、長くとも 2 年までの完納を目安とし、滞納額等の確認と延滞金の趣旨を滞納者に説明し、早期完納になるよう努めるものとする。

3 滞納額が大きく、分割納付が前項の規定に定める 2 年を超える案件については、最長 5 年を目途として分割納付を認めるものとし、5 年を超える場合には、設置要綱第 7 条第 1 号に規定する山辺町町税等滞納整理審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

（財産調査）

第5条 滞納整理において必要と認められる場合は、滞納者の財産（収入・預貯金・不動産及びその他債権等をいう。）の有無等を市区町村、都道府県、税務署、法務局、勤務先、取引先等利害関係者及び金融機関等において調査し、差押え等の処分時期を失することがないようにするものとする。

（審査会への付議案件に該当するもの）

第6条 滞納者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、審査会への付議案件の該当者とする。

- (1) 町税等の滞納額の合計額がおおむね 50 万円以上であるもの、又は町税等の滞納額の合計額 10 万円以上の滞納期間が 1 年以上に及ぶもの。ただし、納付誓約を履行しているものを除く。
- (2) 第 2 条に規定する催告を 2 回以上行ったにもかかわらず、電話連絡や来庁等がなされない状態が 2 か月以上続くなど、誠意がみられず滞納整理が困難となったもの。
- (3) 第 2 条に規定する催告の結果、電話連絡や来庁等がなされたが、その後 2 か月以上納付や相談がなされないもの、又は納付や相談についての約束を履行されない状態が 2 回以上続くなど、誠意がみられず滞納整理が困難となったもの。
- (4) 他の執行機関により差押え等がなされたもの、又は経営状況や経済状態が不良となり、債権を保全する必要があるもの。
- (5) 倒産あるいは金融機関取引が停止されたもの。
- (6) 時効が迫っているため、差押えを実施する必要があるもの
- (7) 実態調査の結果、行方不明となり所在が明らかでないもの。
- (8) 分割納付が納付誓約書のとおり 1 年間で 2 回以上履行されていないもの。

- (9) 財産（居住の用に供する家屋及び土地等の不動産を除く）や生活する額以上の収入があるにもかかわらず、納税しないもの。
- (10) 滞納処分の執行停止又は不納欠損処分の判定を特に求めたいもの。
- (11) その他納税意識が希薄又は悪質と思われるもの。

（差押え等の実施）

第7条 審査会の審査により、差押え、差押財産の選択、財産の帰属の認定、差押えの解除、滞納処分の執行停止、執行停止の取消等の処分を行う。

2 財産差押えの実施は、滞納解消の有効手段であり、早期納付が期待できることから、不動産、預貯金、電話加入権のみならず、動産及び給与等の債権の差押えを積極的に進め、滞納処分の強化を図るものとする。

3 交付要求、参加差押え及び早急に処分が必要なものについては、稟議による差押え等を実施するものとする。

（差押え財産の換価）

第8条 差押え物件の引き上げ、公売処分による換価は、積極的かつ迅速に進めるものとする。

（滞納処分の執行停止）

第9条 滞納処分の執行停止に該当する場合は、審査会の審査により速やかに執行停止を実施し、そのうち早急に処分が必要なものについては、稟議による滞納処分の執行停止の処分を実施するものとする。

附 則

この取扱基準は、平成29年2月10日から施行する。

山辺町滞納処分の執行停止に関する要綱（平成 30 年 3 月 30 日告示第 21 号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）に規定する滞納処分の執行停止（以下「滞納処分の執行停止」という。）及びその取消し等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（滞納処分の執行停止の判定基準）

第2条 この要綱において滞納処分の執行停止の判定基準は次の各項に掲げる区分により、定めるものとする。

2 法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行停止をする場合

国税徴収法（昭和 34 年法律 147 号）第 7 条第 1 項第 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度に達すると見込むことができない場合で、所得及び財産がなく、あった場合でも、差押え禁止財産、換価価値がない財産、居住用不動産（居住の用に供する建物及びその敷地たる土地に限る。）及び地域の実情により生活に必要な自動車しか保有しておらず、原則として現年度町民税非課税の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合

ただし、現年度に課税されていても、判定する時点において、既に財産がない場合は適用する。

- (1) 滞納処分が終了した場合
- (2) 競売事件の交付要求が完結した場合
- (3) 滞納者が死亡した場合。ただし、被相続人名義の財産がなく、継承人が相続放棄等又はこの判定基準に該当する場合
- (4) 交付要求・参加差押えの配当が見込めない場合
- (5) 滞納者が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する受刑者であり、同法第 1 条に規定する刑事収容施設に収容されている場合
- (6) 破産宣告に伴う交付要求の配当が見込めない場合
- (8) 法人が解散している場合
- (9) 換価価値のある財産がない場合
- (10) 不動産を所有している場合で、評価額と不動産登記簿での抵当権現在額を比較して抵当権額が上回り、かつ換価価値がないと判断した場合
- (11) 給与所得者で、その収入が差押え禁止額しかなく、他に差押えできる財産がない場合

3 法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号の規定により、全部又は一部について滞納処分の執行停止をする場合

(1) 全部停止の場合の判定基準 所得及び居住用不動産若しくは地域の実情により生活に必要な自動車はあるが、生活を維持するためだけのものであり、原則として現年度町民税非課税の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている場合又は生活保護法の適用基準に近い生活程度の場合

イ 低所得で資力の回復が望めない場合（納税の猶予に該当しない場合）

(2) 一部停止の場合の判定基準 滞納額全額を納付することは、現在の生活状況から困難であると認められ、納税に対する誠意があり納税意欲が認められ、次の各号に該当するときは、納付可能額を一括又は分割納付させ、滞納額の一部を執行停止し、新規滞納を発生させないようにする。

ア 不動産の売買、有価証券等の譲渡などにより一時的に高額所得となり滞納となった場合

イ 会社の倒産や失業、事業の不振等により所得が大幅に減となり滞納となった場合

ウ 時効が中断となっている古い年度の滞納があり、現在の町税の課税額が少額である場合

4 法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により滞納処分の執行停止をする場合

滞納者の所在不明期間が1年以上の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 住所は町内にあるが、所在及び財産がともに不明である場合
- (2) 住所は町外にあるが、督促状又は催告書が返戻になり、実態調査をしても所在及び財産が不明である場合

5 法第15条の7第5項に規定する即時消滅とする場合

法第15条の7第1項第1号の規定により、滞納処分執行停止をした場合においてその徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他徴収金を徴収することができないことが明らかな場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は即時消滅とする。

- (1) 限定承認をした相続人が、その相続によって承継した町徴収金の納付義務を負う場合において、滞納処分をすることができる財産がない場合
- (2) 相続人が存在しない場合、又は全ての相続人が相続を放棄した場合
- (3) 解散した法人又は解散の登記はしていないが廃業して将来において事業再開の見込みがない法人で、滞納処分する財産がない若しくは所在、財産がともに不明な場合
- (4) 滞納者が高齢者（満65歳以上）、寡婦、寡夫又は障害者のいずれかであり、生活が困窮しており、生活保護法第8条に定める基準と同程度の生活状態にあり、かつ、3年以内に生活状態の向上が見込めないと認められる場合
- (5) 株式会社又は協同組織金融機関等（以下「会社等」という。）について会社更生法（平成14年法律第154号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）による更生計画の認可決定があった場合で、会社更生法第204条又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第125条の規定により会社等の滞納額が免責されたとき。

（滞納処分の執行停止の取消しの適用及び効果）

第3条 滞納処分の執行停止の判定基準の要件を満たさなくなった場合は、法第15条の8の規定により滞納処分の執行停止を取消す。

2 滞納処分の執行停止の取消しは、滞納処分の執行停止の開始時期まで遡らないため、差押解除の効力は失わない。新たな滞納処分により差押えを行うものとする。

（滞納処分の執行停止の手続）

第4条 滞納処分の執行停止の手続は、滞納処分執行停止決議書（様式第1号）により行うものとする。

（滞納処分の執行停止の通知）

第5条 前条の規定により滞納処分の執行停止の決定をした場合における通知は、滞納処分執行停止通知書（様式第2号）により行うものとする。

（滞納処分の執行停止の取消しの通知）

第6条 滞納処分の執行停止の取消しの決定をした場合における通知は、滞納処分執行停止取消通知（様式第3号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

- ① 町税等収入の現状（(1) 町税、(2) 国民健康保険税）
平成 30 年度～令和 6 年度
- ② 市町村税徴収率【現年度課税分＋滞納繰越分】（市町村別）
平成 29 年度～令和 6 年度
- ③ 前年度分市町村税（国民健康保険）決算状況（市町村別）

① 町税等収入の現状 ((1)町税、(2)国民健康保険税)

平成30年度～令和6年度

(1) 町税収入の推移

(単位:円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
						(%)	前年度比
平成30年度	現年度分	1,243,484,189	1,233,934,211	213,000	9,336,978	99.23%	0.35
	滞納繰越分	65,434,160	15,578,358	6,224,362	43,631,440	23.81%	0.93
	計	1,308,918,349	1,249,512,569	6,437,362	52,968,418	95.46%	0.95
令和元年度	現年度分	1,246,191,636	1,238,356,031	224,000	7,601,605	99.37%	0.14
	滞納繰越分	53,250,051	10,997,392	6,075,733	36,176,926	20.65%	▲3.16
	計	1,299,441,687	1,249,353,423	6,299,733	43,778,531	96.15%	0.68
令和2年度	現年度分	1,247,657,677	1,242,867,577	459,500	4,330,600	99.62%	0.24
	滞納繰越分	44,020,292	11,316,372	7,274,463	25,429,457	25.71%	5.05
	計	1,291,677,969	1,254,183,949	7,733,963	29,760,057	97.10%	0.95
令和3年度	現年度分	1,212,753,985	1,206,526,841	435,300	5,791,844	99.49%	▲0.13
	滞納繰越分	29,493,757	4,945,867	1,682,766	22,865,124	16.77%	▲8.94
	計	1,242,247,742	1,211,472,708	2,118,066	28,656,968	97.52%	0.43
令和4年度	現年度分	1,257,703,847	1,249,423,840	427,600	7,871,207	99.34%	▲0.14
	滞納繰越分	28,582,090	4,722,764	1,756,695	22,115,541	16.52%	▲0.25
	計	1,286,285,937	1,254,146,604	2,184,295	29,986,748	97.50%	▲0.02
令和5年度	現年度分	1,260,778,825	1,251,992,764	440,800	8,345,261	99.30%	▲0.04
	滞納繰越分	30,353,155	6,425,122	2,571,519	21,356,514	21.17%	4.60
	計	1,291,131,980	1,258,417,886	3,012,319	29,701,775	97.47%	▲0.03
令和6年度	現年度分						
	滞納繰越分						
	計						

(2) 国民健康保険税の推移

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
						(%)	前年度比
平成30年度	現年度分	245,906,500	236,529,327	0	9,377,173	96.19%	1.01
	滞納繰越分	69,338,626	13,462,455	5,984,600	49,891,571	19.42%	3.19
	計	315,245,126	249,991,782	5,984,600	59,268,744	79.30%	1.25
令和元年度	現年度分	238,346,200	229,920,318	0	8,425,882	96.46%	0.28
	滞納繰越分	58,756,922	10,901,738	8,292,600	39,562,584	18.55%	▲0.86
	計	297,103,122	240,822,056	8,292,600	47,988,466	81.06%	1.76
令和2年度	現年度分	234,513,300	229,803,848	0	4,709,452	97.99%	1.53
	滞納繰越分	47,825,688	12,574,819	5,949,478	29,301,391	26.29%	7.74
	計	282,338,988	242,378,667	5,949,478	34,010,843	85.85%	4.79
令和3年度	現年度分	235,782,600	230,309,025	0	5,473,575	97.68%	▲0.31
	滞納繰越分	33,181,943	7,456,681	1,469,400	24,255,862	22.47%	▲3.82
	計	268,964,543	237,765,706	1,469,400	29,729,437	88.40%	2.55
令和4年度	現年度分	228,966,100	222,421,455	0	6,544,645	97.14%	▲0.54
	滞納繰越分	29,696,137	6,392,776	1,591,800	21,711,561	21.53%	▲0.94
	計	258,662,237	228,814,231	1,591,800	28,256,206	88.46%	0.06
令和5年度	現年度分	218,403,900	211,778,316	0	6,625,584	96.97%	▲0.17
	滞納繰越分	28,107,506	7,798,918	2,535,200	17,773,388	27.75%	6.22
	計	246,811,406	219,577,234	2,535,200	24,398,972	89.07%	0.61
令和6年度	現年度分						
	滞納繰越分						
	計						

② 市町村税徴収率【現年度課税分＋滞納繰越分】（市町村別）

（平成29年度～令和5年度）

												（単位：％）		
順位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 （令和6年5月末現在）	
	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率	市町村名	徴収率
1	長井市	98.7	舟形町	98.9	三川町	99.3	舟形町	99.6	舟形町	99.6	舟形町	99.7	舟形町	99.7
2	西川町	98.6	三川町	98.8	舟形町	99.3	三川町	99.2	長井市	99.4	長井市	99.5	長井市	99.5
3	三川町	98.0	長井市	98.5	長井市	98.5	長井市	99.2	三川町	99.4	三川町	99.3	三川町	99.3
4	舟形町	97.9	西川町	98.1	西川町	97.9	最上町	98.0	最上町	98.3	最上町	98.5	金山町	99.2
5	大江町	97.4	大江町	97.7	大江町	97.7	西川町	97.7	酒田市	97.6	金山町	98.1	最上町	98.5
6	朝日町	97.0	最上町	97.0	最上町	97.2	大江町	97.5	真室川町	97.6	庄内町	97.9	庄内町	98.2
7	真室川町	96.8	真室川町	97.0	真室川町	97.2	朝日町	97.4	庄内町	97.6	酒田市	97.8	酒田市	97.9
8	南陽市	96.6	朝日町	97.0	朝日町	97.1	山辺町	97.1	大江町	97.5	朝日町	97.5	朝日町	97.8
9	大石田町	96.6	南陽市	96.9	南陽市	97.0	庄内町	97.1	山辺町	97.5	山辺町	97.5	米沢市	97.5
10	米沢市	96.1	大石田町	96.5	酒田市	96.8	酒田市	97.0	朝日町	97.5	大江町	97.4	山辺町	97.5
11	中山町	96.1	米沢市	96.5	米沢市	96.8	南陽市	96.9	西川町	97.4	南陽市	97.4	南陽市	97.3
12	山形市	95.9	山形市	96.5	山形市	96.6	真室川町	96.7	米沢市	97.2	真室川町	97.4	大江町	97.3
13	東根市	95.9	庄内町	96.3	庄内町	96.5	米沢市	96.6	南陽市	97.1	米沢市	97.3	高島町	97.3
14	庄内町	95.8	酒田市	96.1	大石田町	96.2	中山町	96.5	山形市	96.7	西川町	97.1	真室川町	97.3
15	遊佐町	95.6	遊佐町	95.9	中山町	96.2	遊佐町	96.4	中山町	96.5	高島町	96.9	小国町	97.2
16	鶴岡市	95.4	中山町	95.8	山辺町	96.1	山形市	96.3	大石田町	96.5	山形市	96.7	河北町	97.0
17	飯豊町	95.4	東根市	95.8	遊佐町	95.9	大石田町	96.3	金山町	96.3	中山町	96.7	大石田町	96.9
18	酒田市	95.3	山辺町	95.5	鶴岡市	95.6	鶴岡市	95.8	遊佐町	96.1	大石田町	96.7	山形市	96.8
19	新庄市	95.2	鶴岡市	95.4	寒河江市	95.4	尾花沢市	95.7	鶴岡市	96.0	鶴岡市	96.5	西川町	96.8
20	寒河江市	94.8	寒河江市	95.4	東根市	95.3	飯豊町	95.5	河北町	96.0	河北町	96.5	遊佐町	96.5
21	河北町	94.8	新庄市	95.3	尾花沢市	95.1	河北町	95.4	尾花沢市	96.0	小国町	96.5	鶴岡市	96.5
22	尾花沢市	94.7	飯豊町	95.1	新庄市	95.0	寒河江市	95.2	飯豊町	95.9	遊佐町	96.3	中山町	96.4
23	最上町	94.7	尾花沢市	94.7	飯豊町	94.9	東根市	95.0	高島町	95.8	尾花沢市	96.2	飯豊町	96.2
24	戸沢村	94.5	河北町	94.6	河北町	94.8	高島町	94.8	小国町	95.6	寒河江市	95.9	尾花沢市	96.2
25	山辺町	94.5	小国町	94.2	戸沢村	94.1	新庄市	94.5	寒河江市	95.6	新庄市	95.8	新庄市	95.9
26	小国町	93.9	戸沢村	94.2	小国町	94.1	金山町	94.4	新庄市	95.4	飯豊町	95.7	寒河江市	95.9
27	白鷹町	93.7	白鷹町	94.2	高島町	94.0	小国町	94.3	戸沢村	95.0	白鷹町	94.9	白鷹町	95.7
28	天童市	92.8	高島町	93.3	白鷹町	93.9	村山市	93.7	東根市	94.9	東根市	94.8	東根市	95.0
29	上山市	92.8	天童市	93.1	村山市	93.4	白鷹町	93.7	白鷹町	93.9	戸沢村	94.3	戸沢村	94.1
30	村山市	92.7	村山市	93.1	天童市	93.3	天童市	93.0	村山市	93.7	村山市	93.9	村山市	93.8
31	高島町	92.2	上山市	92.7	金山町	92.9	戸沢村	92.9	天童市	93.2	天童市	93.5	天童市	93.4
32	大蔵村	92.0	大蔵村	92.1	上山市	91.7	上山市	91.3	大蔵村	91.5	鮭川村	93.0	鮭川村	92.7
33	金山町	91.1	金山町	91.6	大蔵村	91.5	大蔵村	91.3	上山市	90.8	大蔵村	91.9	大蔵村	91.9
34	鮭川村	89.1	鮭川村	88.1	鮭川村	88.2	川西町	89.0	鮭川村	90.6	川西町	91.5	川西町	91.5
35	川西町	84.2	川西町	85.1	川西町	84.6	鮭川村	88.2	川西町	90.4	上山市	91.0	上山市	91.2
	県平均	95.2	県平均	95.6	県平均	95.7	県平均	95.7	県平均	96.1	県平均	96.3	県平均	96.4
	全国平均	97.0	全国平均	97.0	全国平均	97.5	全国平均	97.5	全国平均	98.0	全国平均	98.1	全国平均	-
	全国順位	39位	全国順位	40位	全国順位	45位	全国順位	42位	全国順位	45位	全国順位	46位	全国順位	-
参考	山形県税	98.8	山形県税	98.8	山形県税	98.9	山形県税	98.5	山形県税	99.1	山形県税	99.1	山形県税	-
	全国順位	10位	全国順位	13位	全国順位	16位	全国順位	25位	全国順位	18位	全国順位	23位	全国順位	-

※表示単位は小数点第2位以下四捨五入（順位については小数点第2位以下も考慮）。

③ 前年度分市町村税（国民健康保険）決算状況（市町村別）

令和5年度市町村税（国民健康保険税）の決算状況の速報									
（単位：千円、％）									
市町村名	調 定 済 額			収 入 済 額			(E)/(A)	(F)/(B)	(G)/◎
	現年課税分 （第6表第1 列） (A)	滞納繰越分 （第6表第2 列） (B)	合 計 （第6表第3 列） (C)	現年課税分 （第6表第6 列） (E)	滞納繰越分 （第6表第7 列） (F)	合 計 （第6表第8 列） (G)			
山形市	4,483,479	1,265,442	5,748,921	4,188,613	122,230	4,310,843	93.42	9.66	74.99
米沢市	1,308,230	244,594	1,552,824	1,249,536	40,725	1,290,261	95.51	16.65	83.09
鶴岡市	2,417,045	431,682	2,848,727	2,325,532	68,196	2,393,728	96.21	15.80	84.03
酒田市	1,459,749	251,299	1,711,048	1,407,923	63,183	1,471,106	96.45	25.14	85.98
新庄市	559,236	88,353	647,589	536,759	11,947	548,706	95.98	13.52	84.73
寒河江市	707,525	224,117	931,642	674,257	39,395	713,652	95.30	17.58	76.60
上山市	583,403	61,023	644,426	560,680	12,670	573,350	96.11	20.76	88.97
村山市	446,154	88,693	534,847	431,948	8,773	440,721	96.82	9.89	82.40
長井市	453,670	27,997	481,667	445,741	5,563	451,304	98.25	19.87	93.70
天童市	1,154,351	276,996	1,431,347	1,104,807	38,196	1,143,003	95.71	13.79	79.86
東根市	973,345	166,636	1,139,981	949,756	19,835	969,591	97.58	11.90	85.05
尾花沢市	367,162	54,706	421,868	355,369	9,004	364,373	96.79	16.46	86.37
南陽市	532,436	96,138	628,574	511,086	10,683	521,769	95.99	11.11	83.01
山辺町	218,404	28,107	246,511	211,778	7,799	219,577	96.97	27.75	89.07
中山町	200,093	36,655	236,748	196,197	6,056	202,253	98.05	16.52	85.43
河北町	310,005	41,488	351,493	304,906	13,302	318,208	98.36	32.06	90.53
西川町	72,671	3,147	75,818	68,366	338	68,704	94.08	10.74	90.62
朝日町	147,563	7,380	154,943	144,743	2,495	147,238	98.09	33.81	95.03
大江町	121,374	11,591	132,965	118,892	2,685	121,577	97.96	23.16	91.44
大石田町	169,717	20,852	190,569	163,526	2,834	166,360	96.35	13.59	87.30
金山町	0	0	0	0	0	0			
最上町	200,273	5,624	205,897	197,968	1,954	199,922	98.85	34.74	97.10
舟形町	97,127	1,415	98,542	96,411	353	96,764	99.26	24.95	98.20
真室川町	0	0	0	0	0	0			
大蔵村	55,917	13,841	69,758	55,554	2,490	58,044	99.35	17.99	83.21
鮭川村	0	0	0	0	0	0			
戸沢村	0	976	976	0	0	0		0.00	0.00
高畠町	391,531	54,519	446,050	382,131	8,227	390,358	97.60	15.09	87.51
川西町	290,313	60,767	351,080	280,979	6,885	287,864	96.78	11.33	81.99
小国町	90,529	20,578	111,107	88,926	1,977	90,903	98.23	9.61	81.82
白鷹町	239,192	31,604	270,796	234,521	3,841	238,362	98.05	12.15	88.02
飯豊町	125,704	14,530	140,234	121,397	2,820	124,217	96.57	19.41	88.58
三川町	148,732	8,296	157,028	145,805	1,842	147,647	98.03	22.20	94.03
庄内町	394,779	45,027	439,806	387,066	11,233	398,299	98.05	24.95	90.56
遊佐町	296,055	47,706	343,761	289,776	8,155	297,931	97.88	17.09	86.67
都市計	15,445,785	3,277,676	18,723,461	14,742,007	450,400	15,192,407	95.44	13.74	81.14
町村計	3,569,979	454,103	4,024,082	3,488,942	85,286	3,574,228	97.73	18.78	88.82
県 計	19,015,764	3,731,779	22,747,543	18,230,949	535,686	18,766,635	95.87	14.35	82.50



第3次山辺町町税等収納対策基本計画

令和6年度～令和10年度

令和7年4月

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5

TEL : 023-667-1105 (税務課)

FAX : 023-667-1108

URL : <http://www.town.yamanobe.yamagata.jp>